

八丈町農業委員会

第7回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和2年10月22日(木)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和2年10月22日(木) 9:00～10:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席：0名

5.農地利用最適化推進委員出席：0名

委員	1	菊池 睦男(欠席)	委員	5	浅沼 隆章(欠席)
〃	2	加藤 純生(欠席)	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦(欠席)	〃	7	奥山 利平(欠席)
〃	4	西條 忍(欠席)			

6.農地利用最適化推進委員欠席：6名

7. 会議録署名委員の指名： 3番 菊池 國仁委員、4番 菊池 寛委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 6) 議案第4号 東京都指導農業士の推薦の決定について

9.出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局 笹本 大祐、篠崎 京平、坂井 俊介、笠井 貴夫

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 統括課長代理 野口 貴
島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第7回総会を開催いたします。
今月も新型コロナウイルス感染症拡大対策の為、出席者を農業委員に限定した形での開催となりますことをご了承ください。
本日の会議録署名委員ですが、3番委員・4番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 < 会長活動報告 >

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 < 事務局長活動報告 >

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明願います。

事務局 事前にお配りしております議案第1号資料をご覧ください。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和2年10月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 286㎡

続いて 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 40㎡、2筆合計で326㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜、イモ類

続いて、

番号2 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 2,011m²

続いて 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 340m²

続いて 農地の所在 大字 番、登記 田、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 99m²

続いて 農地の所在 大字 番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 464m²、4筆合計 2,914m²、権利種別 3条有償移転

譲渡人

譲渡人は自身が高齢により耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜、イモ類

続いて番号1 ・ 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1 ・ 農地説明】

続いて番号2 ・ ・ ・ 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2 ・ ・ ・ 農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の さんについては、現在は主に農業をしておりますので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

申請地については現在整地されており、農地取得後は引き続き、野菜やイモ類の栽培を行っていくと伺っております。

下限面積については、経営面積が3.26アールと1アールを超えているため問題ありません。地域との調和については周囲と調和した農業をやっていききたいということです。

続いて、番号2の さんについては、現在自営業を営んでおりますが、農地取得後は奥様と一緒に休日や空いた時間を利用して野菜やイモ類を栽培する計画となっておりますので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

申請地 については、現在少し雑草等が生えている状態ですが、今後は野菜やイモ類を栽培する計画となっております。

申請地 から については、現在サツマイモを中心に栽培されている状態で、農地取得後も引き続き、野菜やイモ類を栽培する計画となっております。

下限面積については、1アールを超えているため、問題ありません。

地域との調和については周囲と調和した農業をやっていきたいということです。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1、番号2農地に関しまして、13番委員お願いします。

農委4番 番号1農地についてですが、譲渡人と譲受人は兄弟関係であり、島外に住んでいて今後も耕作する見込みのない さんの農地を さんが譲り受ける形となります。農地については、現在野菜が栽培されておりきれいに耕作されておりますので問題ないかと思われま。番号2農地についてですが、譲渡人の さんについては高齢の為、今後耕作をする見込みがないということで、親族にあたる譲受人の さんへ農地を譲り渡すということです。農地については今後整備して、 から 農地については引き続きイモ類や野菜を栽培していくとの事で問題ないかと思われま。

議長 議案第1号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等がございますか。

...無いようでしたら議案第1号を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年10月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外
面積 2,765㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者

利用権設定を受ける者

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて、番号2 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内
面積 1,926㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者

当農地は、2名の共有名義となっております。

利用権設定を受ける者

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は無償となります。

続いて、番号3 農地の所在 大字 番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、面積 7,372㎡の内 2,320㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者

利用権設定を受ける者

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は年間20,000円となります。

続いて、番号4 農地の所在 大字 番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、面積 7,372㎡の内2,240㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者

利用権設定を受ける者

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は年間20,000円となります。

なお、番号3・4は同一農地での利用権設定となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

続いて番号4農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号4農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号4農地説明】

最後に確認事項ですが、

番号1・2の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定新規就農者ですので問題ありません。申請地については、フェニックス・ロベレニーを栽培する計画となっております。

番号3の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定新規就農者ですので問題ありません。今回の申請地については、フェニックス・ロベレニーの栽培をする計画となっております。

番号4の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定新規就農者ですので問題ありません。今回の申請地については、フェニックス・ロベレニーの栽培をする計画と

なっております。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号 1 農地に関しまして、2 番委員お願いします。

農委 2 番 利用権設定を受ける さんについては、先月認定新規就農者として認定されたばかりで、
口ベを中心に現在頑張っており組んでおります。番号 1 農地については周りに口ベネットが張
られており口ベも植わっておりますが、まわりの竹なども生えている状態なので、それらを除
去しながら今後も継続して口ベをするとの事で問題ないかと思われま。

議長 続いて、番号 2 農地について、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、
8 番委員お願いします。

農委 8 番 利用権を設定する 2 名については高齢の為、耕作するのが難しい状況であります。2 番委員か
らも説明があったように利用権設定を受ける さんについては、口ベを主に農業に取り
組んでおり、将来も有望であると思いますので問題ないかと思われま。

議長 続いて、番号 3・番号 4 農地について、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思
いますが、3 番委員お願いします。

農委 3 番 利用権を設定する さんについて、お父さまより畑を引き継いで耕作しておりましたが、
耕作するのが難しい状況となった為、誰か口ベ栽培を継続して行ってくれる方を探していたと
の事でした。
番号 3・番号 4 農地においては、口ベがきれいに栽培されており、利用権設定を受ける
さん、 さんにおいても口ベを中心に大変頑張っている農業者でありますので、問題
ないかと思われま。

議長 議案第 2 号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等はござ
いますか。
...無いようでしたら第 2 号議案を許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定につい

て意見を求める。

令和2年10月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積、1,445㎡

所有権を移転する者

所有権の移転を受ける者

利用目的 畑(ルスカス) 売買価格 1,200,000円、

移転の時期 令和2年12月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和2年12月1日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

所有権の移転を受ける さんについては、認定新規就農者であり、農地の利用計画につきましては、土地購入後、農地の創出再生支援事業にて、伐根整地等を行った後、施設整備をする予定となっております。また、作目はルスカスを生産する予定となっております。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地に関しまして、7番委員をお願いします。

農委7番 番号1農地については、現在荒れた状態となっておりますが、農地取得後、農地の創出再生支援事業を活用して開墾後、施設整備を行うということで問題ないと思われます。

議長 議案第3号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等がございますか。

…無いようでしたら第3号議案を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第4号 東京都指導農業士の推薦の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 東京都指導農業士認定の推薦の決定について
東京都指導農業士認定要綱に基づき、東京都指導農業士認定の推薦の決定について意見を求める。令和2年10月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝
7月総会より毎月指導農業士の推薦を行ってきましたが、東京都が定める指導農業士の推薦締め切りが10月末となっておりますので、今月が最後の推薦者となります。

それでは推薦者の説明に入ります。

推薦者番号 1

指導品目 ルスカス、農業従事年数 6年間、認定農業者となります。

主要品目と耕作面積 ルスカス 17a

推薦者番号 2

指導品目 ルスカス、農業従事年数 6年間、認定農業者となります。

主要品目と耕作面積 ルスカス 17a

続いて、認定要件の確認にうつります。

認定要件 1 番の都内で農業に従事していること、3 番の認定農業者、またはそれと同等と認められる農業者であること、5 番の体験研修、技術研修の受入が可能であることに関しては事務局の方で確認がとれておりますので問題ありません。

許可要件 2 番の農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること、又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると認められることに関しては、2 名ともそれぞれの主要作目の栽培に関する今後の経営計画から判断して、農業技術、経営管理能力に優れた経営者であると思われます。

許可要件 4 番の東京農業の担い手の育成に理解と情熱があり、積極的な指導ができること、許可要件 6 番の女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備を自ら実践していることに関しては、推薦する 2 名とも、共通して島外からの就農希望者に対する受入意識は高く、自分の栽培する作目の就農希望者がいれば研修を快く受け入れてくれるとのことでした。

また、今回の推薦者 2 名については、八丈町農業担い手研修センターの第 2 期生であり、自分たちが研修センターで培った技術を次の世代にも広めていきたいという強い思いがありますので、許可要件 4 番、6 番についても、問題ないと思われれます。

研修センター 1 期生である さん、 さんについては既に指導農業者になっており、今回 2 期生の さん、 さんについても推薦したわけですが、今後も研修センター卒業生を指導農業者に推薦し自分の技術を次の世代へと広めていく指導農業者になっていただきます。

以上、事務局としましては、許可要件の 1 番から 6 番まで問題ないと思われれますが、最終的な判断は委員の皆様にご決定していただき、推薦の可否をご決定していただければと思いますので、ご意見をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質問や意見はございますか。

…無いようでしたら議案第 4 号に関しまして、説明のあった 2 名推薦することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 4 号については、2 名を推薦することに決しました。